

長岡市起業家登録制度（長岡市ミライエ起業家「NAGA-STAR」）実施要領

【事業概要】

- ・長岡地域で活動する成長意欲の高い起業家等から本制度に登録いただき、地域内外で活躍する起業家情報の発信並びに起業家同士のコミュニティ形成を促進することで、登録起業家に対するイメージアップを図るほか、長岡市をはじめとした支援機関の支援施策を共有し、更なる成長の支援を行うことを目指します。

【登録のメリット】

- ・登録者情報を NaDeC のホームページや NaDeC BASE 等（パネル掲示、起業家紹介パンフレット等）で発信。
- ・金融機関、ベンチャーキャピタル等支援機関（協業事業での創業応援ネットワークとの交流会、個別対応での紹介等）への登録者の紹介。
- ・随時、各種イベントや支援制度を情報提供。
- ・登録制度ロゴマークの使用、ロゴステッカーの提供
- ・「ミライエ起業家×地元企業協業支援事業」等のコミュニティイベントへの参加
- ・起業家支援メンタリングの利用が可能（利用対象者に NAGA-STAR 登録者を追加）
- ・展示会の出展やイベントへの出店にかかる費用を助成（補助率:1/2、上限 20,000 円）

【登録要件】

（１）次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- ・市内に事業所を有する非上場会社もしくは市内を拠点とする個人事業主であること。
- ・設立もしくは開業から 5 年未満であるもの（設立 5 年を経過すると自動的に登録が外れ、「卒業企業」という扱いになります）。
- ・市税の滞納がないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないもの。
- ・以下の業種等に該当する事業でないこと。

- | |
|---------------------------------------|
| (ア) 娯楽業のうち風俗関連営業 |
| (イ) 競輪、競馬等の競走場及び競技団 |
| (ウ) パチンコホール |
| (エ) ビンゴゲーム場、射的場及びスロットマシン場 |
| (オ) 芸妓業及び芸妓周旋業 |
| (カ) 場外馬券売場、場外車券売場及び競輪、競馬等予想業 |
| (キ) 集金業・取立業（公共料金及びこれに準ずるものに関するものを除く。） |
| (ク) 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係る調査を主に行うもの |
| (ケ) 易断所、観相業及び相場案内業 |
| (コ) 学校（学校法人が経営するもの） |

- (サ) 宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業
- (シ) 有限責任事業組合（LLP）が行う事業
- (ス) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業
- (セ) 前各号に掲げる業種のほか、専ら事業の管理を目的とした法人や公序良俗に反する営業等、市長が制度の認定に当たり不相当と認める種類の事業

(2) 上記（１）の要件を満たし、かつ次の要件のいずれかに該当すること。

- ・ 個人事業主や従来型ビジネスを営む者においては、３年以内の法人化や多店舗展開等を目指し、事業成長拡大に取り組んでいる。【成長志向スモールビジネス】
- ・ 独自の技術や製品・サービス、ビジネスモデルを持ち、事業成長のための投資を行い、事業成長拡大に取り組んでいる。【ベンチャー】
- ・ 今までに無い新規性のある事業で、社会変革に挑戦している。【スタートアップ】

【登録の流れ】

- ・ 登録申込後、長岡市及び市が委託する事業者および創業応援ネットワークで内容の確認を行い、申込まいただいたメールアドレス宛に登録の可否を通知します（申込から登録まで通常１～２か月かかるため、期間には余裕をもってお申し込みください）。
- ・ なお、登録の可否理由や確認内容についてのお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

【登録の解除】

- ・ 本制度に登録後、登録要件を満たさなくなった場合もしくは申請内容に虚偽等があることが判明した場合、市は登録を取り消すものとします。